

省エネ法適合義務対象建築物の完了検査必要添付図書について

完了検査における省エネ法基準への適合義務対象となる建築物については、完了検査申請に必要な申請書と併せて以下の添付書類が必要です。

- ① 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書
(省エネ基準工事監理報告書：別紙1)

- ② 以下のいずれかの図書 ※1
- ・当初の省エネ適判に要した図書
 - ・当初の大臣認定に要した図書
 - ・当初の性能向上計画認定に要した図書
 - ・当初の低炭素認定申請に要した図書

※1 当センターで省エネ適判を受けた場合は不要です。

- ③ [省エネ基準に係る計画変更手続きを行っている場合] 以下のいずれかの図書※2
- ・変更後の計画の省エネ適合性判定に係る省エネ適合判定通知書※3、当該省エネ適判に要した図書
 - ・変更後の計画の大臣認定に係る認定書※3、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の性能向上計画認定に係る認定通知書※3、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の低炭素認定に係る認定通知書※3、当該認定に要した図書

※2 当センターで省エネ基準に係る計画変更手続き、および、省エネ変更計画の適判を受けた場合は不要です。

※3 当センターで省エネ基準に係る計画変更手続きを行う際にすでに提出している場合は不要です。

- ④ [建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合] 軽微な変更説明書※4

※4 完了検査申請書第3面の「確認以降の軽微な変更の概要」を補完する図書：別紙2
軽微な変更の内容については、完了検査申請前に確認が必要です。

軽微な変更内容には「ルートA・B・C」があり、内容は以下のとおりです。

「ルートA」・・・「省エネ性能が向上する変更」

「ルートB」・・・「一定範囲内の省エネ性能が減少する変更」

「ルートC」・・・「再計算によって基準適合が明らかとなる変更」

○完了検査の際のお願い

省エネ基準に関する完了検査では、工事監理者による監理状況等の聞き取りや、適合性評価の対象となった外皮や設備機器等の施工計画書、写真、納入仕様書、納入伝票、試験成績書等の書類確認のほか、目視による検査等を行いますので、予めご準備をお願いします。

省エネ法適合義務対象建築物の軽微な変更ルートごとの必要添付図書

完了検査申請書第三面の別紙として提出を求める図書（軽微な変更届の内容）

ルートA

・省エネ性能が向上する変更

軽微な変更
説明書
(別紙2)

+

添付図書
(根拠資料)

- ・入力確認シート
- ・変更後の入力シート及び計算結果
(再計算したもの)
- ・変更に係る図面

ルートB

・一定範囲内の省エネ性能が減少する変更

※変更前のBEIm ≤ 0.9で、変更後の省エネ性能低下が10%以内の変更

軽微な変更
説明書
(別紙2)

+

添付図書
(根拠資料)

- ・入力確認シート
- ・変更後の入力シート及び計算結果
(再計算したもの)
- ・変更に係る図面

ルートC

・再計算によって基準適合が明らかとなる変更

※ルートA・B以外で、変更後の省エネ性能低下が省エネ基準 (BEIm ≤ 1.0) に収まる変更

軽微な変更
説明書
(別紙2)

+

添付図書
(根拠資料)

- ・入力確認シート
- ・変更後の入力シート及び計算結果
(再計算したもの)
- ・変更に係る図面

+

軽微変更該当
証明書

※省エネ適判通知書の交付を受けた判定機関
または所管行政庁に発行してもらったもの

※エネルギー消費性能確保計画に関する「軽微な変更届」でルートA・Bの場合は手数料が必要となります。

※軽微な変更が生じる場合は、完了検査申請時期に関わらず、変更点をまとめ、お早めに当センター（適判機関）または、省エネ計算代行を依頼した会社へご相談し、適合性を確認されることをお勧めします。なお、当センターへ「軽微な変更が生じた建築物」の完了検査申請を行う場合は、事前に「軽微な変更届」を提出していただき、変更内容のルートA・B・Cの確認が必要となります。